

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税			
	免 許 者		非 免 許 者	計
	酒類等製造者	酒類販売業者		
要件	件	件	件	件
履 行 未 済 通 告 処 分	-	-	X	X
行 数	-	-	X	X
履 行 行 等 数	-	-	-	-
通 告 不 履 行 に よ る 告 発	-	-	-	-
通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	X	X
計	-	-	X	X
本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	-	-	-	-
通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額	千円	千円	千円	千円

区分	石 油 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
要件	件	件	件
履 行 未 済 通 告 処 分	-	-	-
行 数	-	-	-
履 行 行 等 数	-	-	-
通 告 不 履 行 に よ る 告 発	-	-	-
通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-
計	-	-	-
本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	-	-	-
通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額	千円	千円	千円

調査期間：平成13年4月1日から平成14年3月31日

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者											
	酒 類 製 造 者			酒 母、も ろ み 製 造 者			酒 類 卸 売 業 者			酒 類 小 売 業 者		
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項第1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	X	X	-
〃 第2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第5号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第6号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第7号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	X	X	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成13年4月1日から平成14年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	
件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	-	-	-	通 告 処 分
-	-	-	-	-	-	計
-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 に よ る 告 発
-	-	-	-	-	-	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	-	-	-	通 告 履 行
-	-	-	-	-	-	計
-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 履 行 未 済 件 数
千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額

た ば こ 税			合 計	区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	※	通 告 処 分
-	-	-	※	計
-	-	-	※	通 告 不 履 行 に よ る 告 発
-	-	-	※	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	※	通 告 履 行
-	-	-	※	計
-	-	-	※	本 年 度 末 履 行 未 済 件 数
千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額

非 免 許 者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
件	ℓ	千円	件	ℓ	千円	件	ℓ	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	X	X	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	X	X	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) ((1)~(5) 共通)
 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数並びにそれに対応する金額である。
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。